

第 26 回国際協力銀行債券原簿

1. 債券の名称 第 26 回国際協力銀行債券
2. 債券の総額 金 500 億円
3. 社振法の適用 本債券は、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社振法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。
4. 各債券の金額 1,000 万円
5. 利率 年 1.32 パーセント
6. 債券発行の年月日 平成 19 年 5 月 28 日
7. 債券の数 5,000 個
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成 24 年 6 月 20 日にその総額を償還する。
 - (2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 19 年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日まで分として本債券の 1 年分の利息の半分に相当する金額を支払う。
 - (2) 発行日の翌日から平成 19 年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に国際協力銀行（以下「当行」という。）から本記載事項第 12 項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき本記載事項第 5 項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半年の日割をもって計算する。
10. 元利金の支払
本債券にかかる元利金は、社振法及び本記載事項第 13 項に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当行は、国際協力銀行法第 45 条第 12 項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。
11. 担保
本債券の債権者は、国際協力銀行法の規定により、国際協力銀行の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 募集の受託会社 株式会社三菱東京 U F J 銀行
13. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
14. 発行代理人及び支払代理人 株式会社三菱東京 U F J 銀行

平成 19 年 5 月 28 日

国 際 協 力 銀 行

総 裁 篠 沢 恭 助